

岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業者による自主的な環境への配慮の取組を支援するための必要な事項を定め、もって事業活動に伴う環境負荷の低減と環境汚染の未然防止を図ることを目的とする。

(登録等)

第2条 知事は、水質汚濁、大気汚染等の地域環境の保全対策をはじめとして、化学物質の適正管理、廃棄物・リサイクル対策、地球環境保全対策、事業所環境整備などの環境保全対策を、総合的かつ継続的に進める事業所を「岐阜県環境配慮事業所」（以下「環境配慮事業所」という。）として登録することができる。

2 前項の環境配慮事業所として、登録を受けようとする者は、様式1及び様式2により次に掲げる事項を記載し、岐阜地域環境室、県事務所を経由して登録の申請をするものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) その他様式で定める事項

3 知事は、第1項による登録をしたときは、申請者に登録証を交付するものとする。

4 知事は、第2項による申請を受け第1項による登録を行わなかった場合には、申請者に対して、理由を付してその旨を通知するものとする。

5 環境配慮事業所は、岐阜県以外の者に対して保証するものでない。

6 登録の期間は、登録日から5年を経過した年の年度末日までとする。

7 環境配慮事業所として登録を更新しようとする者は、別に通知する期限までに第2項に基づき申請をしなければならない。

(登録予備会議)

第3条 知事は、環境配慮事業所登録予備会議（以下「登録予備会議」という。）を開催し、環境配慮事業所登録制度に関すること、環境配慮事業所の登録申請内容等について意見交換を行うものとする。

2 会議は、外部有識者として学識経験者、事業所代表及び県民代表等、行政として関係機関の職員をもって構成するものとする。

(登録対象事業所)

第4条 第2条第1項に規定する登録の対象となる事業所は、岐阜県内に設置され、別表に掲げる要件に適合しているものとする。

(変更の届出)

第5条 環境配慮事業所の申請内容に変更があったときは、30日以内に、様式3により知事にその旨を届け出なければならない。

(登録証の再交付申請)

第6条 登録証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請は、様式4による申請書を知事に提出することによって行うものとする。

(報告)

第7条 知事は、環境配慮事業所から登録に関する事項について、必要に応じて報告を求めることができるものとする。

2 第2条第1項の登録を受けている者は、毎年6月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において第4条に規定する登録要件に関して実施した取組事項を様式5（同等の内容を記載した環境報告書（CSR報告書を含む）又は環境活動レポートによりこれに替えることができるものとする。）により知事に報告しなければならない。

(登録の失効)

第8条 第2条第1項の登録は、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 環境配慮事業所が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該環境配慮事業所の登録は、その効力を失う。

- (1) 登録を受けた者が死亡したとき。
- (2) 登録を受けている法人が合併、分割、その他の理由により消滅又は解散した場合
- (3) 登録を受けた事業所の事業内容に著しい変更があった場合又は事業所が移転した場合で、事業所の行う環境配慮活動に関し継続性が失われたとき。

(登録の取消し)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条第1項の登録を取り消すことができる。

- (1) 環境配慮事業所が、第4条の要件に適合しなくなったとき。
- (2) 環境保全関連法令又は条例に係る規定のほか、事業活動に関する法令若しくは条例、又は公租公課に関する法令若しくは条例に係る規定に違反し、行政処分又は刑罰を受けたとき。
- (3) 第6条の規定による変更の届出又は第7条による報告をしなかったとき。
- (4) 詐欺その他の不正な手段により、第2条第1項の登録を受けたとき。
- (5) その他、前4号に掲げる事項以外の事由により、知事が当該登録を取り消すべきとの判断をしたとき。

2 前項の登録の取消しにより損失が生じた場合は、登録を受けていた者がその責めを負うものとする。

(県民への周知)

第10条 知事は、第2条第1項の登録をしたときには、環境配慮事業所に係る次に掲げる事項を公表するものとする。当該事項の内容に変更があったときも、同様とする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 環境に関する方針の概要
- (3) その他必要な事項

2 知事は、環境配慮事業所に係る第2条第2項各号に掲げる事項を記載した「環境配慮事業所登録台帳」を作成し、環境生活部環境管理課及び同項に規定する申請書の提出先とされている機関の事務所その他知事が必要と認める場所に備え置き閲覧に供するものとする。

3 知事は、前項による閲覧のほか、ホームページその他知事が必要と認めた方法により県民に周知するものとする。

(登録証及び表示板の掲示等)

第11条 第2条第1項の登録を受けている者は、当該環境配慮事業所に、環境配慮事業所である旨の登録証及び表示板並びに「E工場ミナモ」のデザインを掲示又は使用することができる。なお、デザインの使用に関し必要な事項は別途定める。

2 何人も、前項の規定による掲示又は使用を除き、これらと紛らわしいものを掲示、使用してはならない。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、環境生活部環境管理課において所掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年8月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日にその登録の期間が満了する環境配慮事業所の登録の期間は、第2条第6項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成13年1月9日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱は、平成15年3月11日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

第1条 改正後の岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱は、平成17年11月29日から施行する。

第2条 第1条に掲げる規定の施行の際現に岐阜県環境配慮事業所として登録されている事業所（以下、既登録事業所という。）については、改正後の第4条及び第6条第1項の規定は、旧岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱（以下、旧要綱という。）に基づく期間が経過するまで適用しない。

第3条 平成13年3月31日までに登録された既登録事業所は、旧要綱第6条の規定にかかわらず、旧要綱第2条第1項に基づく登録は平成18年3月31日まで有効とする。

附 則

第1条 改正後の岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 第1条に掲げる規定の施行の際現に岐阜県環境配慮事業所として登録されている事業所（以下、既登録事業所という。）については、改正後の第4条及び第6条第1項の規定は、旧岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱（以下、旧要綱という。）に基づく期間が経過するまで適用しない。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

第1条 改正後の岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱は、平成23年4月1日から施行する。

第2条 平成23年3月31日までに岐阜県環境配慮事業所として登録されている事業所については、第2条第6項の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成24年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

第1条 改正後の岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第2条 平成30年3月31日までに岐阜県環境配慮事業所として登録されている事業所については、第2条第6項の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、令和4年3月22日から施行する。